

Forbonnais の Montesquieu 批判

筆者はこれまでしばしば Montesquieu の体系の分析を試みてきた。本稿もまた、これら一連の試みの 1 つである。Forbonnais はいうまでもなくフランス古典派経済学の系譜に属する人ではなく、「最後の重商主義者」として、Quesnay の最大の論敵の 1 人であった。しかし、Forbonnais は、Turgot と同じく、Montesquieu の体系に対する最も早い時期の批判者の 1 人であり、Montesquieu の体系に対抗的に示された Forbonnais の商業論は多くの点で Turgot の初期の政治経済学の論点と一致している。Forbonnais による Montesquieu の体系の批判的摂取の諸相は、Turgot あるいはフランス古典派経済学がその形成の途上で遭遇した諸問題を別の側面からあきらかにするといえよう。

I

François Véron Duverger de Forbonnais (1722-1800) は Mans の富裕な製造業者の家に生まれた¹⁾。かれは、少年時代の教育を Paris で受けたあと、父の仕事で 2 年間イタリア・スペインを旅行し、1743 年から 5 年間は、Nantes の富裕な船主である叔父に呼ばれて、当時フランス最大の貿易港の 1 つであった Nantes で商業実務に従事したため、かれは早くから実務をとおして、農業、製造業、海運、商業、植民地、租税、貨幣等の諸問題を十分に考察できる環境にあった。この点は、やがてかれが師と仰ぐ Vincent de Gournay の経歴とよく似ている。Forbonnais がこうしてフランスの全経済問題を論ずるにたる基本的知識と実務的展望をしだいに身につけているとき、1948 年 Montesquieu の『法の精神』が出版されたのである。当時、『法の精神』の出現が、経済問題をそれ自体個別のものとしてではなく、1 国の全政治機構の改革の問題の 1 つとして考察すべきことを

1) Forbonnais 研究は、つきのものを使用した。Véron Duverger, *Etude sur Forbonnais*, Paris, 1900; G. Fleury, *François Véron de Forbonnais, sa famille, sa vie, ses actes, ses œuvres, 1722-1800*, Le Mans, 1915. (G. Fleury の書物は東大経済学部の赤羽裕氏のご好意によって閲覧することができた。)

問題として提起したことは、Dupont de Nemours の指摘のとおりであるが²⁾、やがて 18 世紀フランスにおける商業・財政問題の最大の著述家の 1 人、重農学派の体系に対する最大の批判者となる Forbonnais にとっても、『法の精神』批判は避けることのできない最初の経過点であった。かれは、1750 年最初の著作『“法の精神”についての諸考察』(*Observations sur l'Esprit des lois*) (以下『法の精神論』とする) を匿名で出版した³⁾。

この匿名著作は成功した。そしてこの成功がかれに 1 つの転機をもたらした。Forbonnais はこのあと 1752 年に Paris にて、広く商業・財政問題にかんする著述活動にはいり、この著述活動をとおしてやがて財政改革を中心とする行政活動にはいっていく。具体的にいえば、Forbonnais は『法の精神論』のあと、主としてイギリス経済学者たちの著作をとおして商業・財政論の歴史的理論的研究を進め、かれ自身の Nantes での実務的経験や個別的観察の集積にひとつの体系的な展望をあたえようと努めた。われわれは、その主要な成果を、かれが 1753-54 年にいすれも匿名で相ついで刊行した諸訳書・著作のなかに集中的にみることができる。すなわち、Geronimo de Ustáriz の訳書『商業および海運の理論と実際』(*Théorie et pratique du commerce et de la marine, traduction libre sur l' Espagnol de don Geronymo de Ustáriz, sur la seconde édition de ce livre à Madrid en 1742. Paris, 1753. xii, 486 p.*) と Charles King の訳書『イギリス商人』(*Le négociant anglais, ou Traduction libre du livre intitulé: "The British Merchant," contenant divers mémoires sur le commerce de l' Angleterre avec la France, le Portugal et l' Espagne, publiée pour la première fois en 1713, Dresde et*

2) Dupont de Nemours, *Notice abrégée, Préambule, Œuvres de Quesnay*, éd. Oncken, pp. 145-146.

3) この書物は G. Fleury もみていないという。ここでは、1753 年に増補され、題名も『“法の精神”という書物の各章毎の要約……』(*Un extrait chapitre par chapitre du livre de l' Esprit des lois, des observations sur quelques endroits particuliers de ce livre, et une idée de toutes les critiques qui en ont été faites, avec quelques remarques de l' Editeur, Amsterdam, 1753, p. 431*) と変更された第 2 版を使用した。

Paris, 1753, 2vols.)と、著書『スペイン財政論』(*Considérations sur les finances d'Espagne*, Dresden, 1753, 173 p.), および Diderot に要請されて執筆した *Encyclopédie* の諸項目とこれらを基本として再構成された著書『商業要論』(*Éléments du commerce*, 1754, Leyde, 2 vols.)がそれである。このあと Forbonnais は、主として商業・財政問題にかんする多くの時論的著作を発表し、さらに多数の手稿を残している。

一方、Forbonnais は、さきにものべたように、1752 年に Paris にて以来、数種の財政改革案を政府に提出したり、財政総監 Machault を補佐したりして、しだいに財政改革を中心とする行政活動に関与していく。1756 年にはかれは造幣総監に任命され、1759 年には財政総監 Silhouette に協力して財政改革に努める。しかし、かれの改革案が特權階級に不利であったために、1764 年かれは国王の追放令をうけて失脚するが、革命時代の 1790 年には、Forbonnais は立憲議会の財政委員会でふたたび財政問題について活躍する。こんにち Forbonnais の主著として知られる『経済の原理と考察』(*Principes et observations économiques*, 1767)は、これらの広範な著作活動や実践活動のうえに、かれの経済思想を集大成したものであり、とくに重農学派体系に対する理論的・政策的批判を集約的に示したものとして、いうまでもなく重要である。しかし Forbonnais の体系なり構想なりといえるものの基本的な視点は、むしろさきにのべた初期の諸著作のなかに、より鮮明に示されているのである。したがってここでの問題は、Forbonnais の経済思想全般にわたる検討ではなく、問題をかぎって、いわばこれまでかえりみられることのなかった『法の精神論』から『商業要論』にいたる過程での Forbonnais の基本的視点を多少ともあきらかにしておくことである。

II

『法の精神』の要約は序文のほかには形式的には 8 つの部分からなっているが、内容的には、要約と Montesquieu のイギリス政体論批判と Montesquieu の封建法理論の批判と『法の精神』をめぐる賛否の反響の紹介の 4 つの部分からなっているといえる。最初の要約の部分は『法の精神』第 27 節までの文字どおりの要約にかなり詳細な批判的考察を付したものであり、第 2 のイギリス政体論は Montesquieu がかれ自身の 3 権分立論に照らしてイギリスの政体を政治的自由を保証するものとして称賛した有名な第 11 節第 6 章「イギリスの国家構造について」を主たる批判の対象としている。第 3 の封建法理論の批判は、第 1 の要約の部分が第 27 節までで

あったのに対して、『法の精神』の最後の諸篇のうち、第 28・30・31 篇を対象としている。全体が序論と 31 の諸篇によって構成される『法の精神』の篇別構成については、すでに多くの議論があるが、筆者は『法の精神』を貴族中間権力の構想とみる観点から、つきのような緊密な関係にある 3 部の構成と理解している。すなわち、第 1 部(序論と第 1-8 篇)では各政体の本性と原理の相関関係によって各政体の活動が説明され、政治的自由を保証する唯一の政治機構として君主政体における貴族中間権力の必然性と正当性が原理的に示され、第 2 部(第 9-26 篇)では各政体の原理を支える現実の諸条件の相関関係がのべられ、そのなかで貴族中間権力による制限君主政の具体的なあり方が構造的に説明され、第 3 部(第 27-31 篇)では第 1 部・第 2 部で示された貴族中間権力の構想の歴史的根拠として封建法の理論が展開される。この第 3 部は通常いわれるよう、補足や余論として理解されるべきではない。さきにのべた第 11 節第 6 章のイギリス政体論が Montesquieu の貴族中間権力の構想の近代的・ブルジョワ的側面を端的に示そうとしたものであるのに對して、かれの貴族中間権力の構想の最も保守的・反動的側面を端的に示したものである。『法の精神』の構成をこのように総括的に理解すれば、Forbonnais は『法の精神論』において、ただたんに『法の精神』の全体をその構成に即して直接・間接に批判しただけではなく、イギリス政体論と封建法の理論とを同時に直接的批判の対象とすることによって、Montesquieu の体系の中心にある貴族中間権力の構想をそのブルジョワ的側面と封建的側面の両面から集中的に批判し克服しようとしたことが、まず構成のうえからうかがえるであろう。

ところで、Forbonnais は『法の精神』全体についてどのように評価したであろうか。かれは『法の精神』を「わが国のことばで書かれた最も重大な、そして最もまじめな著作」(Extrait, p. 319)と評し、同時代者たちの「一貫性のない空想」(Extrait, p. 315), 「移り気な思索家」(Extrait, p. 315)という軽薄な非難に反論している。Forbonnais のこの高い評価はどこからきているだろうか。かれは『法の精神』の一般的理念をつきのように要約して、Montesquieu の体系の方法である相対主義と歴史的方法とを基本的に承認している。「かれは社会の形成にさかのぼり、法の起源をみいだし、人間のあらゆる事物との関係、事物相互間の関係を説明する。法の精神はここにはじまる。具体的提案はない。しかしそこにはひとが事をなすべき精神が示されている」(Extrait, p. 3)しかし Montesquieu の体系の具体的な展開となると、

多くの疑点や批判が示されている。第27篇までの要約に付された批判的考察の問題点は多岐にわたっているが、その主要な問題はつきの点であろう。すなわち、風土決定論批判、君主政の原理としての名誉の観念批判、Montesquieu の法を中心とする観点に対する Forbonnais の経済を中心とする観点からの批判である。

Montesquieu の風土論は、かれ自身が弁明するように決定論ではない。しかしあれの風土論はもともと、かれの相対主義を展開するための前提となる立論であるから、相対主義、法=関係の概念を徹底的に適用するには、風土論は決定論的でなければならない。Montesquieu はこれによってヨーロッパにおける君主政の必然性を導き、さらに決定論的風土論によって権力者の恣意的行動を制肘して、風土の弊害に反抗する良き立法者=貴族中間権力の出現の可能性を説くのであるから、風土論は Montesquieu の体系のなかの自己矛盾である。Forbonnais の批判点はここにある。Forbonnais は Montesquieu の風土論そのものに反対ではない。その決定論的な適用に反対なのであり、これを立法者と政体の原理によって限定しようとするのである。「私は結論する。1 民族の政体の原理は風土の影響力よりも強力である。時間をもってすれば、すべての国民は、この政体の原理によって、望むとおりのあらゆる変革に成功する。…風土はただ協力するだけである。風土自身しばしば政体の原理によって抑えられているし、また抑えられねばならない……。(イギリス政府が)権力の均衡をかちえたのはなにも風土のせいではない」(Extrait, p. 107-108)。かれによれば、良き立法者は Montesquieu のいうように風土の弊害に反抗するだけでなく、政体の原理と風土の力との結合の状況にこそ留意すべきである。Forbonnais はいわば Montesquieu の風土論そのものを相対化した。すくなくとも Forbonnais には Montesquieu のようにフランス絶対王政=専制政という現状についての危機意識はなかったからである。「専制政は自然に反するのだから、私が制限政体についてしか語るつもりのないことはいうまでもない」(Extrait, p. 108)。Forbonnais にはむしろ、Montesquieu のめざす貴族中間権力による制限君主政こそ本質的には貴族政にほかならないという危機の意識があった。

風土決定論批判で Forbonnais 自身がのべているように、かれは Montesquieu の政体の本性と原理の設定に反対ではない。問題は Montesquieu が君主政の原理とする名誉の本質はなにかということである。Montesquieu は、共和政の原理=徳を民主的平等社会における

政治的徳性の尊重、「私益に対する公益の不断の優先」⁴⁾をめざす原理としたのに対して、君主政の原理=名誉を不平等社会において国家と私人の利害、政治と経済を分離しつつ統合する原理、つまり「各人各身分の偏見(固有の見解)が…(共和政における)政治的徳性のかわりをつとめ」(EL. III·6), 「各人は自己の特殊利益を追っていると信じながら共同利益に向うこと」(EL. III·7)をめざす原理とする。この「各人各身分の偏見」を解放し統合・調整するのが貴族中間権力である。しかしこの「各人各身分の偏見」の尊重というのは、市民社会における個人の利益活動の完全な解放ではなく、君主政のもつ封建的性格と市民的性格の相互制御による共存であり、ある意味では職能的身分秩序の固定化である。こうして貴族中間権力は、君主の專制から人民を守り、人民の專制から君主を守り、君主の政治権力と人民の経済力とを分離し、かつこれを相互に制御し媒介することによって、政治的自由と済経的繁栄とを同時に実現するというのである。したがって、この貴族中間権力による制限君主政においては、商業は人民にのみ許され、貴族は商業に従事することを許されず、「臣下が破滅することなく、君主と宮廷の常に新たに生じる欲求をみたすために」、「法はその政体の構造が許しうる、いっさいの商業を維持すべきである」(EL. V·9)とされる。

Forbonnais は、この君主政の原理=名誉とは「各人各身分の偏見(固有の見解)」の尊重にほかならないという Montesquieu の説明を無視している。かれはむしろ、この説明の背後にある Montesquieu の——君主政においては、「法は、名誉がその子であり同時に父である。かの貴族を諸特権によって維持すべきである」(Extrait, p. 20)という主張のなかに、君主政の原理としての名誉の本質をみいだしたのである。これに対して Forbonnais は、「名誉は徳によって支えられている」(Extrait, p. 25)べきであると主張し、共和政の原理としての徳、すなわち市民的公益の観点から、Montesquieu の貴族中間権力の構想にみられる貴族の私益専制を規制しようとするのである。「私は、君主政における徳は共和政におけるほど完全でなくてよいと、著者とともに認める。しかし徳が全くなくてよいとは認めたくない。君主政国家の市民が全部宮廷人のようであれば、この国家はどうなることだろう」(Extrait, p. 12), 「宮廷人が国家よりも自分の財産を愛し、その奢侈がぼう大であれば、かれの貪欲は

4) Montesquieu, *Esprit des lois*, livre IV, chap. 5(以下 EL. IV·5 となる)。

自然に名誉を打負かすからである」(*Extrait*, p. 25)。したがって Forbonnais は、この市民的公益の観点にたって、Montesquieu が貴族の免税特権を擁護し、貴族を商業活動から除外するのを激しく批判する。商業は本来名誉あるものであり、また「政体の構造が排除しうる商業はない」(*Extrait*, p. 21)のであるから、商業の自立活動は決して君主政の原理=名誉によって規制されるべきではない。

こうして Forbonnais は、Montesquieu の法=貴族を中心とする政体論的観点を、市民を中心とする経済論的観点に転換する。Montesquieu は『法の精神』において、経済活動を事実上、各政体や歴史の起動力として認めているが、政治が経済を包摂するかれの体系では、すべての経済活動は各政体の原理によって規定されるのである。たとえば、Montesquieu は「共和政は奢侈によってほろび、君主政は貧困によってほろびる」(EL.VII·4)という。これに対して Forbonnais は、「この最後の部分は、ある君主政国が他の諸国に提供する豊かな農産物や自国の必要なための土地の肥沃さやマニュファクチャーリー・植民地に汲めどもつきない富の源泉をもたない場合にのみあてはまる」(*Extrait*, p. 40)とのべて、政体論とは無関係に Montesquieu の所説を敷衍し、その政体論的決定論を逆に経済的に打破する方向を示すのである。Montesquieu はまた、君主政には奢侈の商業が適し、共和政には「節約の商業」(仲介貿易)が適すると指示するのだが(EL. XX·4~5), Forbonnais は、君主政が奢侈の商業に限定されるとはかぎらない、「節約の商業」が君主政に適しているかどうかは、君主政の人口数と奢侈との比例を検討すべきであると考える(*Extrait*, p. 111)。Montesquieu が経済論を政体論に関係づけて、一見奇妙な経済論を展開するのは、それなりにきわめて実践的な意味があった。それによってかれは、フランス絶対王制の現状を批判し、貴族中間権力による制限君主政の構造的特徴をあきらかにしようとしたのである。たとえば Montesquieu は為替をその国際的・相対的機能のために君主政の専制化を防ぐ有効な手段として重視する。しかしもとより貴族中間権力の構想に批判的な Forbonnais は、これを為替の純粹に技術的な観点から論評するにすぎない(*Extrait*, pp. 132~136)。Montesquieu の経済論に対する Forbonnais の批判的考察はかなり詳細であるがどの考察もまだ説得的なものではなく、かれの理論を知るには不十分である。

つぎに Forbonnais のイギリス政体論批判をみてみよう。しばしばくりかえすように、Montesquieu の体系

の眼目は、フランス絶対王政の矛盾をえぐりだし、貴族中間権力による制限君主政論を展開することにあるから、Montesquieu にとっては国内の政治危機を克服することが中心課題であった。このためかれはイギリス政体をフランス絶対王政批判の理想的モデルとして描くのである。Forbonnais は、フランス絶対王政を貴族中間権力によってではなく、市民によって啓蒙化することを目的としており、国内政治の危機よりも、むしろイギリスとの経済競争をヨリ大きな危機の情況とみている。このため Forbonnais はフランス絶対王政を擁護して、Montesquieu のイギリス政体論を集中的に批判する。Forbonnais の批判は、風土論・3権分立論・商業・植民地・宗教等におよぶが、かれは一貫して、Montesquieu の称揚する「自由」が「空想的なものにすぎない」(*Extrait*, p. 185)と批判する。たとえば Forbonnais は、島国の民族が大陸の民族より自由であるという Montesquieu の風土論を一笑に付し、3権分立によって保証される自由は決して罰せられることのない国王の「自由」であり、これこそ「自由の傑作」(*Extrait*, p. 178)であるという。Forbonnais は、Montesquieu がイギリス政体を論ずるにあたって、フランス政府を「専制政府」(*Extrait*, p. 204)として扱い、イギリス政府を称揚するために「かれの体系をゆるめ」(*Extrait*, p. 174), 「常に不幸の源泉であったもののなかに幸福の源泉をみいだしている」(*Extrait*, p. 184)とのべている。Forbonnais は最後に、「どんな推論もゆずらざるをえない経験にもとづく事実」として、以下のように結論する。「フランスは、国内的には服従によってえられる平和と安全を享受している。反対に私はイギリスに度外れた不幸を見る。……なるほどイギリスは順調な商業によってえられる富を享受しているといえる。イギリスは表面的に自由であるにすぎない。その幸福は国王1人に依存してはいないが、もっとおそろしいことに、その芽がいつも国内に存続している諸々の変革に依存しているからである。この芽はただひたすらに大きくなる機会を待っており、この国ではいかなる静穏も許されない。なぜなら最も深い平和は最も危険な嵐の一瞬をともなっているからである」(*Extrait*, p. 212~213)。

以上のように、Forbonnais にとって Montesquieu のイギリス政体論は一種の虚構にすぎなかった。Forbonnais はつづけて、Montesquieu の封建法の理論もまた虚構にすぎないと論断するのである。Montesquieu が『法の精神』第3部、つまり最後の5篇をフランス君主政の確立期における封建法の理論の歴史的研究にあて、

第1部・第2部で示した貴族中間権力の構想の歴史的根拠を示そうとしたことは、すでに述べた。Montesquieuはこれを、1727年『フランスにおける古代政府史』(*Histoire de l'ancien gouvernement de la France*)で帶頭貴族の立場から封建的特權の歴史的根拠を主張した Boulainvillier と、これに対する反論として1734年『フランス君主政の確立の批判的歴史』(*Histoire critique de l'établissement de la monarchie française*)を発表し、絶対王政を擁護する立場から新・旧貴族の存在理由を歴史的に否定した abbé Dubos とに対する反論として示している。Montesquieu は Boulainvillier の著作は第3階級に対する陰謀であり、abbé Dubos の著作は貴族に対する陰謀であるとして、両者に対して批判的立場をとった。この立場は貴族・ブルジョワを絶対王政批判の1点で統合しようとする、かれの貴族中間権力の構想にふさわしい。しかし Montesquieu は Boulainvillier に対する積極的・具体的批判を示さず、もっぱら abbé Dubos に向けて批判した。Montesquieu と abbé Dubos の論点は多岐にわたっているが、その基本点はフランスの貴族の祖先であるフランク族はガリア・ローマを征服者として征服したか、たんにローマ皇帝の代理人として統治したかということである。Montesquieu はこれを征服者と理解し、貴族は自由なフランク族の子孫として免税特權と領主裁判権を正当に享受しうると主張する。Montesquieu は、こうして封建制度を全面的に肯定したのである。これに対して Forbonnais は、フランク族をたんなるローマ皇帝の代理人と理解する abbé Dubos を支持し、フランス絶対王政を擁護する立場から Montesquieu の主張を全面的に否定した。

以上が Forbonnais の『法の精神論』にみられる Montesquieu 批判の大要である。これを同時代フランスにおける Montesquieu 批判あるいは継承の諸傾向のなかでみると、どのような特徴がみられるであろうか。しばしばのべるように、Montesquieu の体系は制限君主政における貴族中間権力の構想の体系である。それは共和政・君主政・専制政の3政体を類型的に区分し、これらに各政体の原理を厳密に対応させることによって、論述のすべてをフランスの現状、つまり絶対主義的専制に対する批判にあて、制限君主政における貴族中間権力の構造的優位をうきぼりにしようとしたのである。ところが、J.-J. Rousseau は、Forbonnais の『法の精神論』と同年の1750年に『学問・芸術論』(*Discours sur les sciences et les arts*)において、Montesquieu の体系のなかの、いわば共和政にかんする部分を肯定的に展開することによ

って鋭い現状批判をおこない、S.-N.-H. Linguet は1767年『市民法の理論』(*Théories des lois civiles*)において、Montesquieu の体系のなかの、いわば専制政にかんする部分を、これまた肯定的に展開することによって現状に対する厳しい逆説的批判をおこなった。J.-J. Rousseau は基本的には Montesquieu に対して肯定的であり、反対に Linguet は全く否定的であったが、結果的にはともに Montesquieu の貴族中間権力の構想を否定しさったのである。これに対して、Montesquieu の君主政にかんする部分を肯定的に展開したのは Turgot, Forbonnais であったが、Turgot は歴史理論をとおして、また Forbonnais はイギリス政体論批判や封建法理論批判をとおして、ともに貴族中間権力の構想を否定した。Turgot にしても Forbonnais にしても、絶対王政の市民的啓蒙化と経済的発展こそが中心課題であったからで、かれらはむしろ、Montesquieu の政体論をはなれたところで、Montesquieu の経済論を継承し発展させるのである。

III

Forbonnais が『法の精神論』のあと、Ustáriz の訳書を発表したことはさきにのべたが、かれはこの訳書の序文で、かれ自身の経済思想を多少ともまとまった形ではじめて表明した。Forbonnais はそこで Montesquieu の「法の精神」をかれ自身の「計算の精神」でおきかえている。「約1世紀来、計算の精神はこれまでのどの世紀における哲学者たちのお説教よりも地上の幸福に貢献した。それは、いわば諸技術を完成させることによって個々の社会の諸関係を増大した。諸技術によって導入された諸々の欲求はこれらの社会相互間をいっそうコミュニケーションしたのである⁵⁾」。Forbonnais にとっては、このコミュニケーションとしての商業、平和と自由をもたらし、「勤労の父」⁶⁾である商業が考察の中心対象となる。かれは、「農業・商業・財政の3つの車輪が国家を動かす」⁷⁾といい、「商業による現実的富と相対的富の組合せが諸国家の力を決めた」⁸⁾という Forbonnais の経済思想の中心点をすでにあきらかにしている。Forbonnais はまた、Charles King の訳書の序文でも、フランス商業史を展望しているが、かれの経済論は、さきにものべたように、

5) Ustáriz, Geronimo de, *Théorie et pratique du commerce et de la marine*, Paris, 1753. Préface du traducteur, iii.

6) Ibid., iv.

7) Ibid., viii.

8) Ibid.

Encyclopédie の諸項目とこれらを基本とした『商業要論』に詳細に展開されている。いまここで『商業要論』を細部にわたって検討することはできないが、以下にその骨子を紹介しておこう。

Forbonnais の経済論は基本的には Montesquieu のそれに依拠しているといえる。かれはしばしば Montesquieu の用語を用いながらかれ自身の経済論を示すのである。しかし以上にみてきた Montesquieu 批判の観点からみて重要なことは、Montesquieu の経済思想が貴族中間権力の構想を支えるものとして、ブルジョワ市民の「勤労」と貴族の「奢侈」を中心としていたのに対して、Forbonnais は「奢侈」をかれの経済論の中心から外し、「勤労」を中心とし背景とする商業論に移行したことである。

Forbonnais は、その商業論では、それがはっきりと Montesquieu に依拠していることをのべて、Montesquieu にならって、商業を「人間の相互依存性」にもとづく「相互的コミュニケーション」⁹⁾と定義する。そしてかれは、「1国における商業の目的はできるだけ多数の人が労働によって安楽に暮してゆけることである」(EC. tom. I. p. 47)といい、また「国家の目的はできるだけ多数の人の幸福と安楽な生活である」とのべて、商業活動を基本的な国家目的とする。Forbonnais は、この商業活動を行なうに必要な条件として、競争・人間労働の節約・輸出経費の減少・低金利の4つをあげているが、「有益な商業の最も積極的な原理が、すなわち競争である」(EC. tom. I. p. 91)。かれによれば、「商業は人間・資本・貨物の競争によってはじめて増大しうる」(EC. tom. I. p. 101)のであるが、この競争の原理はイギリスに比較しておくれた生産力の段階にあるフランスの現状では重大な矛盾をもつのである。そこでかれは、フランスの現状における国家目的としての商業活動を国内・国外の2分野に分け、「これらの原理は異なるのであり、大きな混乱なしには混同されえない」(EC. tom. I. p. 54)という。さきにも引用したが、かれは、「現実的富」と「相対的富」とを区別し、国内商業は「現実的富」の維持に専念し、対外商業は「相対的富」の獲得に専念し(EC. tom. I. p. 60)，この「現実的富」と「相対的富」の組合せ、つまり「政治的富」の実現こそが「政治的商業」(EC. tom. I. p. 48)の目的であるとする。「1国の現実的富は、生活必需品を他の諸国に依存せず、かつ輸出しうる最大の余剰

9) Forbonnais, *Eléments du commerce*, 1754. 2 éd. tom. I, p. 1. ここでは 1754 年の第 2 版を使用した。以下、本文中に EC. tom. I. p. 1 と略す。

をもつ状態において最高度の状態にある。1 国の相対的富は、商業によって自国にえられる貨幣的富の量と他の諸国に与えられる貨幣的富の量の比較に依存する」(EC. tom. I. p. 48)。つまり「政治的商業」の基本目標は「現実的富」と「相対的富」の組合せによる順なる貿易差額の獲得にほかならない。このため Forbonnais は、国家利得と商人利得とを区別し「社会の一般的利得」(EC. tom. I. p. 81)の観点にたって、国内的には自由競争体制を、対外的には国家利得のために商人利得を規制する保護体制をとる。この国家利得と商人利得の区別は基本的には、Montesquieu の見解と同一である。Forbonnais はただ、政体論をはなれて、対外商業の「最高の完成段階」をめざすのである。すなわち全余剰の輸出と最も有利な生活必需品の輸入である(EC. tom. I. p. 72)。Forbonnais の植民地論は、この「最高の完成段階」の対外商業を支える一環である。Forbonnais の植民地論もまた、かれ自身が指摘しているように、基本的には Montesquieu の見解に従っている。かれは、植民地経営の歴史をふりかえり、カルタゴの時代には植民地は商業のためだけに設けられたが、アメリカ新大陸以後の植民地は、耕作と商業のために設けられ、独占的商業によっていちだんと本国への直接的従属を強いられることを指摘し、本国との競争関係にたつ耕作を許すべきではないという¹⁰⁾。これは初期の Turgot の植民地論である。

Forbonnais は、順なる貿易差額の獲得のために国内でイギリス式新農法の導入、農産物倉庫の創設、河川・道路の改修、土地台帳の作製による農業課税の合理化等々によって農産物価格の安価と安定をめざす一方、「人間労働の節約」のためのマニュファクチャにおける機械の使用、農村マニュファクチャの創設等を提唱する。Forbonnais のマニュファクチャ論はかれの商業論を支える重要な1章である。しかもそれは Montesquieu の『法の精神』に十分に展開されなかった問題であるだけに、Forbonnais にとって、それは Montesquieu 批判の完結を意味するであろう。

Forbonnais は、「マニュファクチャあるいは産業的労働は自然生産物に諸々の形体を与える技術である」(EC. tom. I. p. 261)と定義し、「マニュファクチャは1 国の土地に最大限の価値を与え、人間にできるだけ多くの労働を与えねばならぬ」(EC. tom. I. p. 292)と規定する。かれは「産業的労働は土地生産物を基本とし、土地生産物の使用は産業的労働とともに増大する」(EC.

10) *Encyclopédie*, 1753. tom. III. article Colonie, pp. 649-650.

tom. I. p. 267)と指摘して、農業の進歩→原料の豊富→原料の安価→マニュファクチャの進歩→土地生産物の最大限の使用という関連を描いている。かれはまた、ある国民が他の諸国民の産業的労働なしにすませ、他の諸国民には自国の産業的労働なしにはすまさせないようにするために、「この場合立法者はその特性をはぎとられてもはや貿易商人にはかならない」こと、「かれがマニュファクチャを指導し」、「マニュファクチャに法を与えうる」(EC. tom. I. p. 273)ことを提唱する。Forbonnaisは「順なる貿易差額」の獲得をめざして、製品の安価に役立つ条件として4つの条件をあげている。原料の豊富、労働者の競争、賃金の安価、輸送経費の低廉である(EC. tom. I. p. 281)。Forbonnaisは食料品価格を一定に維持するために、首都や大都市でのマニュファクチャ設置に反対である。かれは安い賃金の労働者を大量に確保するために、当時ギルド組織や官制マニュファクチャに対抗して自生的に展開していた農村マニュファクチャに注目して¹¹⁾、マニュファクチャを農村に設置することを提唱している。これは同時に農村への貨幣循環を活発化するとかれは考えたのである。Forbonnaisは、「人間労働の節約」は商業活動の有利な展開の条件の1つとしてあげているが、かれは機械の使用が人間労働を短縮し、ひいては人口減退をひきおこすとしてこれに反対するMontesquieuの「偏見」に対して(EC. tom. I. p. 326)、機械の使用はたんに「人間労働の節約」を意味するだけであり、余剰の労働をふやすことは对外商業のために有利であり、人口減退ではなく人口増大をもたらし、製品の安価を実現するマニュファクチャの目的にも適したものであるとする。しかしきれは、農業での機械使用に反対である。それは耕作者の雇用を減少させ、「社会の力」=労働力と国内消費を破壊するという(EC. tom. I. p. 328)。マニュファクチャにおける機械使用と農村におけるその禁止は農村における人口減退を回復することができる(EC. tom. I. p. 329)。

Forbonnaisは、「小数の人のために、原料と労働者と資本の競争をあきらめ、技術の完成と競争の成果である製品の安価をあきらめる」(EC. tom. I. p. 334)特権マニュファクチャに反対である。しかし国家から競争を奪わない程度の軽い特権を、一定期間、一部地方に限って認めてよいと考える。それは技術・機械等の秘密の公共費

用による買上げ、新企業に対する報賞金、一定期間一定価格での製品の買上げ保証等であるという(EC. tom. I. p. 337-338)。こうして Forbonnais は、Montesquieu の「法の精神」を「計算の精神」に転換し、Montesquieu が貴族をそれにあてようとした立法者を Forbonnais は「貿易商人」に変え、順なる差額を求めるため对外商業の「最高の完成度」をめざすのである。

Forbonnais と Turgot は、この時点では克服すべき共通の対象として Montesquieu をもったし、やがて Tugot が Quesnay の経済理論と接して Forbonnais とは理論的には離れてはいくが、同じくこの時点では、両者の Montesquieu 克服のための共通の指標は Gournay であった。Forbonnais の『商業要論』はいくつかの点で1753-54年に執筆とされる Turgot の初期著作断片『商業、貨幣流通と利子、諸国家の富にかんする著述プラン』(Plan d'un ouvrage sur le commerce, la circulation et l'intérêt de l'argent, la richesse des Etats), 『財団』(Fondation), 『グルネー贊辞』(Eloge de Gournay, 1759)と類似している。両者が Montesquieu を共通の源泉とし、また Gournay を共通の師としたためであるかもしれないが、あるいは Turgot が初期の経済学断片を Forbonnais に導かれつつ執筆したところべきかもしれない。

〔津田内匠〕

Montesquieu と Hume

I. 開題 本稿は、スコットランド歴史学派の先駆者の1人 David Hume(1711-1776)が、その思想と方法において、Charles de Secondat Montesquieu(1686-1755)から、なにを批判・摂取したかを『法の精神』(Esprit des lois)の方法と体系に即して明らかにすることを目的としている。いうまでもなく、Hume はまとまった Montesquieu 批判をしているわけではないが、かれの諸著作の多くに散在している Montesquieu 批判と解釈とを整理し、これを Montesquieu の方法の体系のなかに位置づけ、両者の同一性と独自性を明らかにすることを目指している。このような形で問題を整理してみることの理由のひとつは、Hume がスコットランド歴史学派のなかで、哲学的にその方法を確立した最初の人であり、その研究分野が、『法の精神』とほぼ相おおう広汎な部面、道徳哲学、社会学、政治学、経済学および歴史の分野に及んでおり、従って、この学派のなかではじめてほ

11) 「ラングドックの農民の富裕の1部はある種のラシャ製造に起因している。かれらは土地の労働が必要としない時間をそのために使うのである。」(EC. tom. I. pp. 305-306.)

ほぼ全体的な Montesquieu 解釈と批判とをおこなっていることである。両者的方法と思想の関連を問題とすることによって、スコットランド歴史学派全体の理解が深められることになると考えられるのである。他の理由として、この問題についての研究史が、両者の個々の研究分野での思想、例えば、政治、経済、社会学的なそれのなかでの両者の継承関係・同一性を強調するにとどまり、両者の思想・方法のなかで、それぞれがどのような位置と意味をもっているかについての総体把握に欠けているからである¹⁾。これらの理由のため、Hume の Montesquieu 批判と解釈とを『法の精神』のそれを通じて整理してみることが不可欠のこととなってくるのである。本稿はその課題への準備作業のひとつである。従って、ここでは Hume 自身の思想的発展をあとづけることは直接の問題とはならないが、両者の交流関係について若干ふれておかなければならぬであろう。

Hume の Montesquieu への直接の言及は 1742 年の小論文『一夫多妻制と離婚』(Of Polygamy and Divorces)²⁾からはじまる。この時期は、今日ではかれの最大の著作といわれる『人性論』1739-40 が世評の無視するところが明らかとなり、かれが社会問題をとりあつかう隨筆家としての活動をはじめた時期であった。この小論文のなかで、Hume は Montesquieu の『ペルシヤ人の手紙』(Lettres Persanes, 1721³⁾)を引用しつつ、両性間の

1) 主題についての一般的文献としては、F. T. H. Flechter; *Montesquieu and English Politics 1750-1800*, London 1939. 両者の歴史的方法の特徴と同一性については、Dugald Stewart, "Account of the Life and Writings of Adam Smith" in *Collected Works of Dugald Stewart*, Vol. I, 1877. 経済学的問題については Sigmund Feilbogen, "Smith und Hume," in *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, XVI. 1890; Max Klemme, *Die volkswirtschaftliche Anschauungen David Hume's*. Jena 1900. 風土論、人口論、社会学的問題については Roger B. Oake, "Montesquieu and Hume," in *Modern Language Quarterly*, I (March 1941), II (March 1948)などがあげられよう。最後にあげたものは、両者の著書について類似性の比較を行っており、資料的には最も精細である。本稿も、資料については同論文に多くを負っている。邦語文献としては、田中敏弘「ヒューム『政治論集』をめぐる経済学論争について」『経済学論究』第 18 卷第 2 号をあげるに止めておく。

2) Hume の著作はすべて Geen と Grose が編集した『David Hume 哲学的著作集』(David Hume, *The Philosophical Works*, ed. by Thomas Hill Green and Thomas Hodge Grose. 4 vols. London 1874-74. を使用する。

関係、婦人の社会的・法的・家庭での地位について Montesquieu の所論を通俗化して論じている。この小論は、1758 年補遺がなされているが、この補遺もまた明らかに『法の精神』の影響とみることができる。また 1748 年に書かれた『古代諸国民の人口について』(Of the Populousness of Ancient Nations)も、『法の精神』の人口論への反駁とみることができる。このように Hume の Montesquieu への批判が、かれの方法論的基礎である『人性論』の確立以後であることは注目されてよい。しかし『人性論』第 3 部の「道徳について」を独立させて書き直した 1751 年の『道徳原理の研究』(An Enquiry Concerning the Principles of Morals)において、はじめて Montesquieu の方法論に、かれの立場からする批判をおこなった。かれが政治、社会、経済の問題に関心と研究を傾注するに至った 1752 年以降、Montesquieu の影響はますます顕著となった。『政治論集』(Political Discourses, 1752.)は、Montesquieu の『法の精神』における経済論の刺激の下に成立したといわれている。Montesquieu との友人関係がいつから成立したかは明らかでないが、現在までのところ 1749 年の書簡が最も古い⁴⁾。しかし Montesquieu とそれ以前に相知の関係であったことは、この書簡が『法の精神』の寄贈に感謝していることからも窺えよう。フランスの Bordeaux の法服貴族であった Montesquieu は、自己の所領において生産された葡萄酒を Edinburgh に売却しており、それを通じて Hume もその下にあったスコットランドの知識層の代表者であった地主たち Berwick 卿、Morton 卿などと、1716-19 年、1746 年に既にその名を書簡に挙げているところから、かなり以前に遡ることができよう⁵⁾。その間の事情は現在までのところ明らかでない。

ここでは紙幅の関係上 Hume の Montesquieu 批判と解釈とを全面的にとりあげることができないので、その方法的批判と風土論・人口論批判をとりあげ『政治論集』における経済論への展望を試みることによって、両者の思想の同一性、あるいはむしろ独自性をできるだけ明らかにすることにしたい。風土論批判は、国民的性格にお

3) Montesquieu の著作はすべて *Oeuvres complètes de Montesquieu*, éd. André Masson, 3 vols. 1950-55.による。諸著作の引用はつきの略号による。(LP)= *Lettres persanes*, (EL.)= *De l'Esprit des lois*, (P)= *Pensees*.

4) J. Y. T. Greig, ed., *Letters of David Hume*, 2 Vols. Oxford 1932.

5) Gebelin and Morize, ed., *Correspondence de Montesquieu*. 2 vols. Paris 1914.

ける精神的あるいは広く社会的諸原因の重要性を強調し、文化的発展における経済の契機を明らかにしており、人口論はこれを基礎として人口を社会発展のパロメーターとみ、古代=近代論争における両者の立場を浮き彫りにしているからである。

II. 『法の精神』の方法批判 Hume は 1751 年刊行の『道徳原理の研究』のなかではじめて、『法の精神』の全体的評価をおこない、Montesquieu を賞讃している。「この法律(民法 civil law のこと、Montesquieu の表現によれば市民法を指す、内容的には全く同じである一筆者)は、——と Hume はいう——政治組織、風習、気候、宗教、商業、各社会の状況に対し一定の関係をもっているか、あるいはもつべきである。学識と天才とを兼ね備えた近代のある著述家(Hume 自身の脚注によれば『法の精神』の著者——筆者)は、この問題一般を探求し、これらの原理から巧妙にして光彩ある思想に富み、内容の充実さにおいて欠くるところない政治学の 1 体系を樹立したのである⁶⁾」と。「しかし——とかれは続けてい——この著名な著述家は、別種の理論から出発し、あらゆる権利は一定の調和、(rapports)または関係に基づくものと考える。この説は、わたくしの意見によれば、眞の哲学とは相容れない説なのである⁷⁾」と Montesquieu を批判し、その理論的系譜をつきのようにあとづけている。わたくしの知る限りにおいては、この抽象的な道徳理論の元祖はマールブランシュ神父(Father Malebranche 1638-1715)であり、後にこの理論はカッドワース [Cudworth 1617-88]、クラーク [Clarke 1675-1729]、その他のひとびとにより採用された。それは一切の感情を排し、すべてのものを理性の基礎に置くことを主張するゆえ、現在の哲学的時代には追従者が絶えない⁸⁾」と。この短かい Montesquieu 批判の意味を明らかにするために、われわれは『法の精神』の方法にまで遡らなければならない。

『法の精神』の序文において Montesquieu は著者の目的と方法とをつきのように要約している。法と慣習のいちぢるしい多様性のなかに、それらの基礎となっている原理を発見することができる、と。すなわち「私が第 1 に研究したのは人間であった。そしてかの千差万別の法と習俗においても、人間はもっぱらその恣意妄想によって導かれるものではないという確信をえた」とのべ、続

けて「私が原理を設定すると、個々の場合はあたかもそれに従うごとく、あらゆる国の歴史もこの原理の結果にすぎなくなり、また各々特殊な法は他の法にすぎなくなり、また他の一般的な法に依存していることがわかった」(EL. Pref.)とのべている。ここでは法は、人間にとての規範を意味しているようにみえる。しかし、Montesquieu によれば「最も広い意味における法とは事物の本性に由来する諸々の必然的関係である」(EL. I. 1.)。そしてその必然関係は単に存在相互間の因果的必然関係ではなく、存在と本源的な理性(raison primitive)との必然関係である。かれにとって最広義の法とは、単に存在相互間の因果的必然関係であるとともに、合理的必然関係、または「可能的正義」の関係である。かれは、その関係を事物の本性から生ずる必然的関係として捉え、そこに法をみ、それを「本源的な法」とよんだ。従って法は単に人間社会ばかりでなく、あらゆる存在を支配する法則なのである。「すべての存在はその法をもつ。神もまたその法をもつ。物質界もその法をもつ。人間より上位の英知者もその法をもつ。獣類もまたその法をもつ。人間もまたその法をもつ」(EL. I. 1.)というとき、理性の規範は、物質界における運動法則や数学における諸定理と同様に不变でなければならないことを意味しているようになってくる。例えば、正、不正の概念は、今日では生命が比較的低い段階より高次の段階へと発展することによって発生し、さらに進展・変化するところの内容をもつ規範とみられるであろう。しかるに Montesquieu にとっては、それは数学の真理と同様に無時間的に妥当性をもっていなければならなかった。かくしてかれはつきのように書いている。「制定法が命じまたは禁ずること以外に、正も不正もないというのは、円を描かぬうちには、すべての半絆は等しくないというのと同じである」(EL. I. 1.). Hume の Montesquieu 批判はこの点からはじまる。すなわち、Montesquieu が絶対的理性の認識を目的とし、無時間的に妥当する必然的関係を問題にしていると考え、かれの理論を合理論的哲学の系譜のなかに属さしめているのである。この種の哲学の批判は、すでに『人性論』のなかで徹底的・完全に遂行しているので、Hume は簡潔に指摘すれば足りると考えたのである。ここで『人性論』のなかでの Hume の批判を詳細に述べる余裕はないが、その要点は、この方法が論証的な(demonstrative)推理であり、論理的な必然的関係を明らかにするが、現実の人間社会における実在的な必然関係(real necessity)を明らかにするものではないというところにあった。そしてかれは因果的関係の推論はすべ

6) David Hume, *An Enquiry concerning Morals*, 1751, II, p. 190.

7) *ibid.*, p. 190.

8) *ibid.*, pp. 190-191.

て習慣から生まれること、いいかえれば、われわれは自然および精神界の正確な理解を経験によって獲得するという新らたな理論を確立したことは、周知のところである。

しかし Montesquieu にとっての問題は、Hume の批判しているように、絶対的理性の不变の法を認識することではなく、逆に個別的情況の多様な経験的事実のなかから「必然的関係」としての「法」を発見することにあった。つまり、先驗的理性そのものの認識が問題ではなく、相対的な経験的諸事実間の法関係の認識が問題であったのである。いいかえると絶対性から相対性をみるのではなく逆に相対性から絶対性をみるのが、Montesquieu の基本視点である。従って Hume にならって Montesquieu を Malebranche の理論と同列におくことは正しくない。Montesquieu 自身、Malebranche を批判して「絶対的性質は存在しないのではなく、われわれにとって存在しないのであり、われわれの精神はそれを決定しえないのである」(p. 1154)とのべている。絶対性から相対性をみる Malebranche の立場と逆の立場にある Montesquieu の基本視点は、うせんかれの帰納方法を導く。「われわれの視野がかぎられている部分しかみえないので、われわれは諸特性を生みだす結果によってしか物質の諸特性、したがって自然の諸法則を判断する手段をもたない」(p. 1096)。したがって先驗的理性と諸種の存在間の法は、それ自体が普遍的に現われるのではなく、諸種の存在相互間の法を通して現われるものであり、問題は諸種の相互間の法に限定される。すなわち「これらの法は……風土に、土地の性質、その位置、その広さに、農耕・狩猟・牧畜等民族の生活様式に相対的でなければならない。これらの法は国家構造が許しうる自由の程度に、住民の宗教に、かれらの性情・富・人数・商業・習俗・生活様式に調和しなければならない。最後にこれらの法はそれら相互間に関係をもつ。それらの起源、立法者の目的、それらの法の立脚点となっている事物の秩序と関係をもつ。これらすべての観点からこそこれらの法は考察されなければならない。これらの関係すべていっしょになって、いわゆる法の精神を構成する」(EL. 1. 3.)。ここまでみると Hume の批判が「誤解」にもとづくことが明らかになってくるであろう。事実、のちにみるように Hume は『法の精神』における存在相互間の因果関係の徹底的追求から多くのものを学んでいるのである。

『道徳原理の研究』において Hume は Montesquieu 批判に続けて、社会の利益が市民法または財産権、それゆえ、正義の基礎であるといふかれ自身の理論を論じて

いる。しかしがれが Montesquieu の一般的地位を誤解していることは明らかであろう。Hume は進んでつきのように述べている。「市民法が社会の利益を妨げるほど歪曲されたものであるならば、市民法はすべての権威を失い、人々は社会の利益に適合するところの自然的正義の観念により判断するのである⁹⁾」と。Montesquieu が『法の精神』で述べているつきの個所と対照するならば、両者的方法上の表面的差異が、理論内容になんらの影響をおよぼしていないこと、あるいは Montesquieu の方法が「序文」におけるより内容において Hume のそれと近かったことを証することになるのではないか。「國家において——と Montesquieu はいう——一定の相続順序を定めた政法が、この法の目的たる国家にとり破壊的となるばあいには、ほかの政法がこの順序を変更しうるかを疑うべきではない。そしてこの法が第1の法に反対であるどころか、主要な点ではそれは第1のものに全く適合するであろう。なぜならば、それらの法は2つながら人民の安否が最高の法であるという原理に依存するであろう」(EL. XXVI. 23)。

III. 風土論批判 法と社会的・自然的諸条件との相関関係を重要視した Montesquieu は『ペルシャ人の手紙』以来、北方、南方、気候・諸民族等の傾向を類型的に対比し、宗教・政治・経済等のあらゆる問題を一見風土決定論として論じている。法を制約する諸条件のなかで風土が最も重要視されている。「風土の支配力はすべての支配力のなかで第1のものである」(EL. XIX. 14.)。このため例えば、国民の性格にたいする気候の影響を、今日ではすでに不充分とみられる人体の諸器官によよぼす熱冷乾湿の効果に關係ずけて説明したり、熱帯と寒帯とは人類の活動的精神にとって等しく不利であり、両地帯はともにそれに打ち克ち難い困難あるいは怠惰の強い動機の誘因となるところから、勤労の発展を制限する。ちょうど中間程度の不便な状態、すなわち温帶のみが人間精神を活気づけると同時に、成功の期待をも与えて、その努力を促進するものである。また、北方民族の飲酒癖や南方民族の性的耽溺を、気候の要因に帰せしめたり、アジアの専制政治を、その風土的要因に求めている。

しかし Montesquieu の風土論はかれ自身『法の精神』のなかで明らかにしたように、決定論ではない。かれは人間理性の発現たる法が、各種の条件、とりわけ自然的条件によっていかに修正させられるか、またそれらの条件が、人間理性たる法によっていかに変更されるかの、関連を研究したのである。Montesquieu 自身さらに

9) Hume, *ibid.*, p. 191.

進んで、自然的条件は文明の低い段階では強い影響力をもち、文明の進展とともにその影響力は少くなると述べ、あるいは精神的原因は、自然的原因よりも多く国民的一般的性格を形成し、その精神的特性をきめると指摘している。これらの指摘にもかかわらず、Montesquieu の風土論は当時にあっては風土決定論とみられ、宗教界の物議をかもしたのである。Hume は、Montesquieu の風土論を誤って風土決定論とみ、しばしばそれにとらわれながら¹⁰⁾、しかし『国民的性格について』(Of National Characters) 1748年と題するエッセイのなかではじめて、全面的に克服・批判したのである¹¹⁾。このエッセイで Hume は、もっぱら国民的性格、1 国民の文化的発展の相違がなぜ生まれるかを問題とし、風土決定論を反駁することが自己の体系にとってきわめて重要なことと感じ、この問題についての Montesquieu 批判を全面的に行つたのである。しかし奇妙なことに、このエッセイでは、直接 Montesquieu への言及はなされていない。しかし反駁の主要な材料が明らかに『法の精神』第 13-17 篇にあることは、のちに明らかにされるであろう。

10) Hume は Montesquieu の風土論を克服しながらも後年でもしばしばそれにたちもどっている。例えば『政治論集』のなかの 1 論「商業について」(Of Commerce) の終りの部分で、つきのような自問自答をしているのは、その証拠とみてよいであろう。「熱帯に住む人々が未だかつて技芸や能力を達成することができず、あるいは政治においてなんらの治政や軍事的規律に到達しなかった——温帶ではこれらの長所を失っている国民はその数乏しいにもかかわらず——理由はなにか」(I, p. 298 以下)と述べ、「この現象のひとつ的原因は、おそらく、住民に衣服と住居を余り必要とさせず、勤労と発明への大きな刺げきである必要を部分的にとりのぞいている熱帯の湿度と天候の性質であろう」(I, p. 299)と答えている。同じ叙述はまた、「租税について(Of Tax)」の冒頭にも、みられる。

11) このエッセイははじめて『道徳・政治諸論集』(Essays Moral and Political) の第 3 版(1748 年)に追加されて刊行された。この版についての最初の情報は Gentleman's Magazine(1748 年 11 月号)誌である。すなわちそれは Hume がヨーロッパ紀行後の最初の著作であり、すでに『法の精神』を読んだ後に書かれたことが、かれの書簡集から傍証できる。Greig. ed., *Letters of Hume*, 参照。そのなかでつきのように Hume は書いている。「あなたが『法の精神』を 1 部私に送ってくださったことを友人 Stewart 氏を通じて、きいております。それを私は去年の秋イタリーで多くの楽しみと有益をうけて読みました」と。F. T. H. Flecher は、このエッセイの日づけを 1742 年であるとしているが(Montesquieu and English Politics, 1939, p. 95, 注 2.), その証拠は明らかでない。

国民的性格を規定する精神原因とは、Hume の定義によれば「政府の性質、政治の変動、人民が生活するところの豊富または貧困、当該国民の近隣国民に対する状況およびその他類似の事情」(I, p. 244.)であり、自然的原因とは「人間の肉体の調子または習慣を変えることによって知らず知らずのうちに性格に作用すると考えられる空気・気候の性質」(I, p. 244.)であり、Montesquieu の『法の精神』におけるそれらの定義とまったく同じである。Hume の主張は、国民的性格の相違が自然的原因の結果ではないこと、ひとびとの性格は「その性質および精神をなんら空氣・食物あるいは気候に負うものではない」(ibid., p. 246 以下)ということである。エッセイの後半の部分は国民的性格におよぼす気候のありうべき影響力を反駁する試みである。

ここで、Hume が『法の精神』の風土決定論を念頭におきそれと対立していることは、Hume が、北方民族の飲酒癖と南方民族の性的耽溺を気候の要因に帰せしめている説に対抗し、それを批判したことからも明らかである。Hume はつきのように述べている。「自然が自然的諸原理によってこれらの情念を規則正しく、ひとつを北方に他のひとつを南方に配分したという事実が正しいとしても、われわれは単につぎのことを推論することができるだけである。すなわち気候はわれわれの身体のより大きな器官に影響を与えることがありうるということだけであって、それが精神や悟性が負う繊細な器官に作用するのではない」(ibid., p. 257.)と。われわれが『法の精神』において説かれた有名な生理学的事実、すなわち Montesquieu が国民的性格におよぼす気候の影響を温度の変化にともなう「纖維」の相互的収縮と拡張の事実から始めたことを想起するならば、Hume がいかに Montesquieu の提出した問題に答えようとしているかという印象を深めざるをえない。ここで、両者の風土論そのものの検討はあまり重要ではないと考えてよい。問題は、Hume における積極的側面、精神的原因による国民的性格の相違を説明することにある。この結論を支えるために、Hume はつきのような項目を挙げている。

1. 長期にわたって確立された政府は性格の一様性を生みだすであろう。
2. 相接する諸国民は、しばしば、きわめて異なる性格をもっている。
3. 国民的性格は通常、政府の権威の及ぶところに正確な境界をおいている。
4. 共同利益等々によって結合している人々は、その成員がいかに広汎に分散していてもその性格を維持している(例えば、ユダヤ人、アルメニア人、ジェスuits教徒など)。
5. 同一の地方に住む 2 国民は、例えば言語・宗教

によって分離されているならば、しばしば性格のちがいを維持する。6. 植民地は、その母国民の性格を維持する傾きがある。7. 2国民間に多くの交通があるばあいには、かれらはしばしば習慣を交換する。8. 同一国民のなかでも、しばしば習俗・性格がおどろくべきほどまざりあっていることがある。この点においてイギリス人は世界のどの国民よりいちぢるしい。これらの要因分析は簡潔ではあるが、これを、1742年に Hume が既に発表した2つの論文『科学と技芸の勃興と発展について』(Rise and Progress of the Arts and Sciences), 『技芸における洗練について』(Of Refinement in the Arts)——Montesquieu との関連からみて注目すべきことは、『法の精神』の公刊6年前——とあわせみれば、Hume の積極的理論、精神的原因による国民的性格の形成の理論が明らかに看取されることである。

Hume は人間の自然的精神が、あらゆる時代およびほとんどの国において同一であるということから出発する。すなわち「観察されるかぎり人間種属にはなんら一般的の差異はない」(ibid., p. 382)と仮定している。そしてかれは、第1に国民的性格の変化の問題ではなく、その固定性、同一性もしくは安定性に关心を示している。「人間は——とかれはいう——習俗の類似性を結合 (association) と模倣によって獲得する。そして1世代の習俗を形造るもののがなんであれ、次の世代は、同じ色にもっと深く染みこんでいるにちがいない」(1. p.248.)。「もしそうならば——とかれはいう——地球上を走ったり、編年史を繙いてみると、われわれは到る処空気もしくは気候の影響ではまったくなく、同感(sympathy)の証拠や習俗の伝染をみいだすであろう」(ibid., p. 249)。政府の安定性ないしは持続の原因を権力と権威の行使に帰している。広大な政府の下では人民は服従を強いられ、知識は歪曲され、学問の自由は脅されている。君主制の安定性は、かれの意見によれば、君主と僧侶にたいする迷信的な尊敬から生まれる。専制君主制の下では「科学・自由な技芸・法および稀には肉体を使う技術・製造工業における進歩をなんら期待できない。政治がはじまったときの野蛮と無知とは、後代に伝えられる」(ibid., p. 185)。中国では孔子の権威が「なにびとも与論の流れに抵抗する勇気をもたず、後代は広く先祖から受け継いだものに異議を唱える勇気がなかった」(Ibid., p. 183)と。換言すれば、結合、模倣および教育が行動・思想の特徴を誘導し、権威・迷信・与論の重圧のなかで存続するのである。

第2に、なんらかの現状を継続させる諸力にもかかわ

らず、国民の習俗は時代とともに変化する。この変化を、Hume は政治の変化、新らな人民の混入、あるいは「人事が従わなければならない移りやすさ」(Ibid., p. 250)に帰せしめている。かくて政治の変化は、法の創設を生み、恣意的権力から法の支配に移る。「法から安全が生まれ、安全から好奇心が、そして好奇心から知識が生まれるのである」(ibid., p. 180.)。変化はまた当該国民が「商業と政策によって結合させられた近隣の一定数の独立国」の近くに位置していることからも起る。この距離的関係が、「技術と科学の輸入」(ibid., pp. 181, 196, 254)を導くからである。例えばギリシアは「近隣と言語・利害によって固く結びつけられ、商業・学問の密接な交流を開始していた小地区の集りであった。」各都市では「さまざまの対象が判断に委ねられていたが、他方、各都市は他の好みに挑んだので、学問も権威の束縛によって歪められず当時においてさえわれわれの賞讃の対象となるようなかなりの発展が可能となったのである」(ibid., p. 182.)。

第3に、Hume はこれらの文化的発展について重要な叙述をしている。「私は学問の時代的中断は、それが古い書物・歴史記録の破壊を随伴することなくとも、技術と権威の発展を破り、人間理性に対する専政的篡奪者を退けることによって、むしろ技術と科学に有利であろうと考えている。この点については、それらは、政府と社会の中止と同じ影響力をもっている」(ibid., P. P. 184)。変化を一面継続的と考えている Hume が、既存の秩序の急激な変化の結果を考慮する必要を認識していることを示している。

かくて政治・経済を重要視する Hume は、技術・経済の発展とともに、人間の結合がますます密になり、学問の発達と人類愛の精神が盛んになること、経済発展が政治的自由の不可欠な基礎であるという見解に到達することになるのであるが、ここでは Hume の Montesquieu 風土論批判の射程がいかに大きかったかを注意するに止めておこう。

VI. 人口論批判 Hume の Montesquieu に対する内容的批判の第2のものは、John Clephane 氏あての手紙¹²⁾が示すように、『ペルシャ人の手紙』および『法の

12) 1750年4月18日づけ John Clephane あてのつぎの書簡をみよ。「私の入手した最後のものは、古代の人口についてのきわめて学識豊かにまとめられた議論である。それは事態をかぎりなく誇張した Vossius と Montesquieu にまったく反対するものではない。」ここで言及されている Vossius とはおそらく Isaac 1618-1689のことであり、かれはある時期 Cha-

精神』のなかで展開された Montesquieu の人口論批判である。『古代諸国民の人口について』と題する論文のなかで Hume は、Montesquieu の見解を、Vossius のそれとともに批判することを手がかりとして自説を積極的に展開している。すなわち Hume は、近代よりも古代の方が人口が大であったという Montesquieu の見解に反対して、近代の方がむしろ人口稠密であったと主張している。そのかぎりでは、Montesquieu の人口論の一部をとりあげているに過ぎないように見える。しかし問題への接近の仕方、すなわち人口論が経済・習俗・政治組織などの全社会的関連のなかでおこなわるべきだという両者の認識の共通性からみるならば、問題ははるかに重要であり、正反対の結論は Hume の Montesquieu の見解への核心的批判を示しているとみなければならない。

古代・近代の人口比較についての Montesquieu の一般的見解はつきのように要約される。ヨーロッパの人口は古代の方がはるかに稠密であり、それはローマ帝国の時代から減少しはじめた。さらに、中世ヨーロッパにおいてさえ、18世紀におけるより人口が稠密であった、と (EL. XXIII. 26.)。これを支持する論述は、Montesquieu 自身において『ペルシア人の手紙』から『法の精神』とではかなり変化している。

『ペルシア人の手紙』では、古代人口のほうが多い論述として、1) 人間の生殖力が、宇宙の時間的経過に対応して衰退するという自然的原因論。2) 近世紀における伝染病・花柳病の蔓延。3) 奴隸制度それ自身が人口増加に有利であったこと。4) 習俗として古代における幼児遺棄の慣習が人口増加に有利であり、この慣習の復活として養育院の創設を主張している。また、近代における修道院制度は、人口増加にいちぢるしく不利であること。そして最後に、5) 経済的・政治的理由として、古代の小共和国制と小土地所有制度が述べられている。『法の精神』では、1), 2), 3) が姿を消しており、5) に最大の力点がおかれてる。「土地が均分されているばかりにすぎない」と。

Charles 2世の下で Windsor 教会の会員であり、Richard Simon の神学的反対者である。かれは 1685 年『古代ローマの規模』(De antique Romaine magnitudine) と題する奇妙な論文を発表し、そのなかで、古代ローマは 1,400 万の住民をもち、パリーとロンドンの広さの 20 倍であったと述べている。因みに Montesquieu は、『ペルシア人の手紙』のなかで、Rhedi をしてつぎのように云わしめている。「この種の事柄についてできるだけ正確な計算をすると、現在、地球上には辛うじてシーザー時代の人口の 10 分の 1 の住民がいるだけにすぎない」と。

には、——と Montesquieu はいう——たとえ技芸には乏しくとも、その土地は人口稠密でありうる。なぜなら各市民は土地の労働に確実に生活の手段をみいだし、全市民はあい共に土地の全収穫を消費するからである。若干の古代共和政においてはそうであった」(EL. XXIII. 15.) と。しかし Hume の批判は、Montesquieu の両著作にわたっている。

Hume は、問題を整理して古代社会と近代社会の比較を 2 つの観点からおこなっている。ひとつは家内経済の観点であり、他のひとつは、政治的観点である。その観点の下に Montesquieu の見解を整理して Hume の批判をみることにする。

Hume は先づ、人間の生殖力が宇宙の時間的経過に平行して衰退するという Montesquieu の見解を、証明したり説明することのできない仮定であるとして斥ける。次いで、2) 近代における伝染病蔓延の事実をそのまま紹介し、主題に移っている。

家内経済の観点の下で、Hume は第 1 に、古代の奴隸制度と近代の召使の雇用関係を比較し、古代奴隸制が市民的服従より残酷・圧制的であり、理性と平等に基づきおいた契約による近代的雇用関係を弁護している。この広い意味での人間主義的観点は Montesquieu もまた同じくする (EL. XV. 1 および 5)。しかし第 2 に、古代奴隸制が人口増加にとって有利であったこと、すなわち奴隸の増殖が奨励され、増殖を目的とした奴隸の購入がおこなわれたとする Montesquieu を批判し、「奴隸から子供が生まれることを目標にして奴隸を買うものは滅多にいない」ということがローマ法に関する著述家たちにより明言されている (I, p. 391.) と述べている。そして経済的理由から、奴隸は生活費の安い地方から買集められるのが事実であったことを明らかにしている。第 3 に Hume は、古代における幼児遺棄の慣習が最も自然に反する方法であり、養育院は国民に怠惰の悪弊をもたらすと、それぞれ Montesquieu の見解に自己のそれを対置し、近代における修道院制度も必らずしも人口増加にいちぢるしい影響を与えるものではないと、習俗の比較からみた Montesquieu 批判を結んでいる。

古代・近代の人口優劣論争にとって重要な、もう 1 つの大きな観点、政治的事情の下で、Hume は第 1 に、古代の政治・経済制度が人口に有利であるとする Montesquieu の見解をうけいれている。Montesquieu が政治的に古代の小共和国制、経済的に小土地所有制(財産・分配の平等)を、人口稠密の主要原因としていることに、Hume はまったく賛同している。しかし、Hume によ

れば政治的事情として人口増加に不利なつぎの3つの事実が考慮されなければならない。第1は、古代共和国におけるほとんど絶え間ない戦争であり、第2は、平時ににおける党派争いによる虐殺等の慣習である。いずれも政治的不安性の指摘である。以上のような政治的・社会的自由と安全とにおける近代の古代に対する優位にとどまらず、Humeはさらに進んで第3に、——これがMontesquieuとの最大の対立点であるが、——社会の経済的基礎の観点から古代社会における商工業の不振をとりあげている。Humeにおいては根本的には、政治的自由と安全の増大は経済的進歩の結果と考えられるから商工業の発展という観点こそがれの人口論の基本的視角となっているのである。そこで、Humeは先づ古代諸国民の商工業がとるに足なかったことを、高利率と高商業利潤率とから推論し、近代社会を農工分離にもとづく近代的生産力の展開過程から把握している。ここからHumeは人口比較についての近代社会の優越を決定的ならしめる最大の要因と考え、「一般にゆきわたっている見解」とは正に反対の見解に到達しているのである。このような結論の背後には、HumeとMontesquieuの経済観の相違が横たわっていることをみなければならない。

IV. 『政治論集』への展望一結びに代えて HumeのMontesquieu批判は以上につくるものではない。1752年に刊行された『政治論集』は『法の精神』のなかで断片的に述べられている経済論を引き抜き、それについて自説の展開をおこなったものといわれている。ここで、その詳細に立ち入るべきもないが、両者の体系に占める経済論の位置づけをみるとことによって、両者の根本的差異を明らかにしておこう。

この問題は、HumeのMontesquieu批判のなかで『法の精神』のも1つの重要な特徴「3政体論」の欠如していることに基づいている。よく知られているように、Montesquieuは、社会を共和政、君主政、専制政の3個の政体に分類し、これらの政治形体を「政治の本性」とよび、この本性を活動させる社会的原動力としての「人間の情念」を「政体の原理」とよび、この政体の本性と原理をそれぞれ共和政=徳、君主政=名誉、専制政=恐怖といふうに対応させる(EL. III. 1)。生活様式(経済活動)など社会諸条件の変化は法に反映して「政体の原理」と関係することになっている。ここでは経済は政体の本性と原理の相関関係から生ずる背離または矛盾という形で理解されているにすぎない。すなわち経済の変化を形式的=政治的視点から考察しようとしているのであり、政治が経済を包摂する形式を堅持しているとみられる¹⁴⁾。君

主政の原理とされる「名誉」すなわち「各人・各身分の偏見」というのは、市民社会における個人の経済活動の完全な解放を意味するのではなく、君主政のもつ封建的性格と市民的性格の相互制御による共存を目指す原理である。君主政下において、「各人・各身分の偏見」にもとづいて貴族が商業に従事することは禁ぜられ、商業は人民にのみ許されるのであるが、一方「中間的従属的権力は人民があまりに勢力をもつことを望まない」(EL. V. 11.)である。そのため人民もまた拘束(EL. XX. 12.)をうけざるをえないし、その市民的自由も制限されざるをえない(EL. XXVI. 15)。このようにMontesquieuの経済論は、独立的な地位を与えられておらず、経済は政治に従属させられて考察されていたにすぎない。従ってかれの経済論が、封建的王政財政の維持と市民的勤労の尊重の間を彷徨し、複雑な形をとるに至っているのもその実践的意図に制約されていることを物語っている。Humeにおいてこのような政体論の批判が欠如していることは、既に1648年の革命を経て、政治的自由が制度として確立したイギリスにおいて問題として成りたたないことを意味している。むしろHumeにおいてはMontesquieuのすぐれた相対主義を取り入れ、経済を中心とする現実の諸条件の相関関係を問題とし、経済が政治を包摂するという認識にまで、その思想を高めたのである。

すなわち国民の文化的発展のなかで経済の発展が中心的地位を占め、政治的自由の基礎が経済の発展の所産であるという認識にまで進んでいる点、これがHumeとMontesquieu体系における根本的な相違である¹⁴⁾。この根本点の相違をみずして、両者の奢侈・貨幣・商業・租税論についての平板な比較をおこなうことは、徒勞に終る危険をはらんでいるといわなければならない。

〔大野精三郎〕

13) 『法の精神』における経済論の位置については、津田内匠「チュルゴの歴史思想と政治経済学の形成」『一橋論双』第55巻第2号および同氏の『経済研究』におけるMontesquieuについての諸論稿を参照のこと。

14) Humeの経済論の根本的思想については田中敏弘「ディヴィッド・ヒュームの経済理論—そのライト・モティーフとしての『industry』—」『経済学論究』第13巻第3号を参照のこと。